

山田孝雄の未完成稿「朝端」といふ語について

― 紹介と翻字 ―

久保 柊子

本稿は、山田孝雄（一八七二～一九五八）の未出版、未完成原稿である「朝端」といふ語についてを紹介し、全文翻字を行うものである。

山田は、国語学の広汎な分野にわたり多くの業績を残し、その蔵書や原稿の一部は富山市立図書館の「山田孝雄文庫」に収められている。自筆資料には未刊稿のものもあり、これまで藤本・田中・北崎（二〇一六、二〇一七）などで紹介されている。

本稿で扱う「朝端」といふ語についても、山田の未刊稿自筆資料のひとつである。山田は、特に国文法研究において高名であり、語彙研究では、『国語の中に於ける漢語の研究』（一九四〇）があるが、「朝端」はこの中では取り上げられていない語である。また、山田孝雄文庫の、山田孝雄自筆資料一覧に見える一二四件の資料の中で、特定の一語について論じたものは本原稿以外には見られない。このことから、本原稿の位置づけについて考察することは有意義であると考えられる。なお、本原稿の画像は、富山市立図書館のホームページ（https://www.library.toyama.toyama.jp/wo/autograph/index?autograph_list_flg=1&page=6&lines=10&value_id=055）で公開されている。本原稿は未完成の資料ではあるものの、山田の研究の一端を明らかに

にするものである。本原稿の紹介が、これからの語彙研究の一助となることを期待する。

次に、原稿本文の要旨（およそ各枚毎）、書誌情報、参考画像、翻字の方針、翻字本文の順に掲げる。

【要旨】

・一枚目

『神皇正統記』の後醍醐天皇の条において、古写本では「朝端」と書かれている語が、明治以降に出版された版本では「朝家」「朝廷」に変更されていることに疑問を呈し、原本を損なうことへの遺憾を示すとともに、「朝端」という語の研究の発端としている。

・二枚目

山田が閲覧した、『駢字類編』をはじめとする漢和辞典、国語辞典には「朝端」は掲載されておらず、これらだけを閲覧すると「朝端」が「朝廷」や「朝家」の誤りであるという意見になり得ると述べている。

・三枚目～四枚目

「朝端」は、『神皇正統記』の著者にとって身近な書物に使われている語であると想定し、漢籍をあたって「朝端」の用例を調査している。

その結果、『白氏文集』巻第一第三首に「朝端」の語が見られることから、「朝端」は、当時の人々にはよく知られていた語である可能性が高いと指摘する。

・五枚目

『佩文韻府』には「朝端」の用例として『宋書王弘伝』と『文選』巻第五九から各一例が挙げられていることを述べる。また、『文選』には巻第九三にもさらに二例の用例があることを指摘する。

・六枚目

『文選』の注には、『晋中興書』を引用して「朝端」の語を用いるものもある。「朝端」の出典は唐代より古いものではなく、六朝頃に成立した語であると想定でき、「朝端」の語の意味は「中央政府の首班」であるとす。

・七枚目

「朝端」の「端」の字について考える。「朝端」のように官職の上には「端」の字を用いるのは六朝頃に流行したとみられ、『唐書百官志』では侍御史を「副端」「台端」としている。これらの「端」の字は『文選』の注に従うと「朝臣之首」の意味であり、中国の南北朝の頃には宰相のことを「端揆」と呼んでいたという指摘をしたところで、原稿は途切れている。

・八枚目

七枚目の一〇、一一行目を補正するものと思われる。

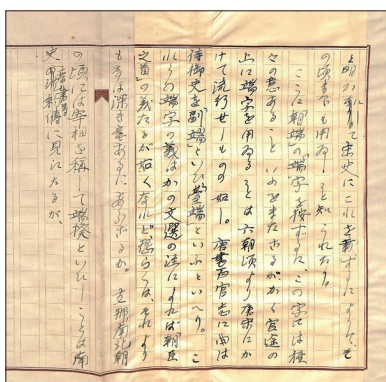
【書誌情報】

- ・ 原文は四〇〇字詰め原稿用紙（東京文房堂製）八枚からなる。
- ・ 紙寸 縦二一・四×横三四・一センチ。
- ・ ペン書き。
- ・ 一枚目（一五～一八行目）、六枚目（三、一三～二〇行目）、七枚目（七～九行目）に別紙（訂正本文）の貼付がある。
- ・ 八枚目は、原稿用紙二行分および欄外注からなる。
- ・ 筆跡から、山田孝雄自筆と認められる。
- ・ 書写年代は不明である。

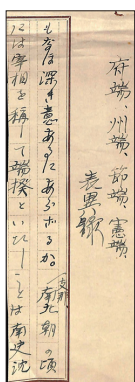
【図1】 1枚目・冒頭



【図2】 7枚目



【図3】 8枚目・欄外注あり



【翻字の方針】

- ・漢字字体は、原則として現行字に改めた。
- ・仮名遣いは、原文通りとした。
- ・判読不能な字は□で示した。
- ・改行箇所、段落変更の字下げ、引用個所の字下げは、原文の体裁に従った。
- ・「Ⅱ」「―」「○」などの記号で削除されている文字列は、可能な限り原文通りに再現し、山田自身による訂正後の文字列を右傍に示した。
- ・山田によって補入されている文字は、《》で示した。
- ・本文の右上に、該当する原稿用紙の枚数を（ ）で示した。

【翻字本文】

(1)

「朝端」といふ語について

山田孝雄

神皇正統記後醍醐天皇の条中、建武一統の後
参議右近中将源顕家卿を陸奥守に任じて遣さ
る、事に関しての語の中に

代々和漢の稽古を業として、朝端に仕へ、政
務にまじはる道のみこそ学び侍れ、吏途の
方にもならず、武勇の芸にもたづさはらぬ
事なれば、たび／＼いなみ申し、かど云々
といふあり。この語の中の「朝端」の文字をば、慶

安の版本には「朝家」とし、群書類従本には「朝廷」とし、明治以後に出版せる本はいづれも「朝家」「朝廷」のいづれかの文字によりて「朝端」とせる本一も存せず。然れども、以上あげたる外、すべての古写本みな「朝端」の文字を用ゐたり。今の流布本が如何なる理由によりてかゝる事をせしかは未だ明かならねども、原本の面目を殊更にそこなひたる事は蓋《し疑》ふべきにあらず。

按ずるにかかる事を行ひしものの精神は恐らくは「朝端」といふが如き字面なくして、それは誤れるものと認めてかくせしか、若くは「朝端」といふ熟字の意味がここに用ゐるべきものにあらずとして改めたるかの二途を出でざるべきなり。今この二点につきて余が考案を加ふべし。

「朝端」を以て成語と認めずといふ按によりてかくせしなりといふ人あらば、余は未だこれに賛成することを得ざるなり。如何にも、現今行はるるすべて《の》漢和字典にはこの「朝端」の字をあげたるもの一も存せず、又国語の辞典にも一もこれをあげたるものを見ず。更に近來令聞ある漢字典たる辞源の如き、又清の康熙帝の勅撰になる大著駢字類編の如きを見てもこの字面

を見ることなし。この故に今のかゝる字典を唯一のたよりとする人はかゝる語なしとせむか。されど、これらの意見には未だ遽かに左袒すべからざるなり。

抑も神皇正統記の一書は著者が当時兵馬の間に匆卒に筆を呵して著せるものにして、尋常、儒生《が》机上に群書を渉獵して辛うじて綴りなせる片々たる著と同一視すべきにあらずといへ

(3)

ども、その行文の間には、言語文字を見るにその平素の蘊蓄の如何に博くして深かりしかを想望せしむるものあり。もとより、その記せる事実には多少の錯誤あり、その用ゐる字面に「~~非~~失当の点なきにあらず、(たとへば武烈天皇の条中春秋の語を引きて「盛徳」とあるべきを「聖徳」とあやまれるが如き) ~~非~~ ^{といへ}ども、「朝廷」又は「朝家」とあるべきをわざ／＼「朝端」の文字にあやまるが如きはありうべき事柄にはあらざるなり。

惟ふにこの「朝端」の文字は蓋し著者としてはわざと博識を示さむが為に用ゐしにあらずして平素の蘊蓄が自然にここにあらはれしものならむが、しかもかかる必死の場合の著にあら

はるものなれば、著者の日常親める書中に用ゐられて、~~曲~~ ^音に慣れてありしものなるべく思はるるなり。余はかゝる考を以てこの語のより

て出づる所の必ず、当時手近に用ゐられたる書中にありしならむと推測して、二三の書を回あさりしに、直ちにこれを白氏文集に得たり。そは

(4)

白氏文集卷第一の(明曆本にて第二張裏)第三首の「哭~~三~~孔~~二~~」と題する詩の中に

戡~~二~~佐~~一~~山東軍。非~~レ~~義不~~レ~~可~~レ~~干~~ム~~。 弘~~レ~~衣向~~レ~~西来。

其道直如~~レ~~絃。 従~~レ~~事得~~レ~~如~~レ~~此。 人人以為~~レ~~難。

人言明代。 合~~三~~置~~一~~ ^テ在~~二~~朝~~一~~端~~一~~。 或望~~レ~~居~~二~~諫~~一~~司~~一~~。

有~~レ~~事戡~~レ~~必言。 或望~~レ~~居~~二~~憲~~一~~府~~一~~。 有~~レ~~邪戡~~レ~~必彈。

惜哉~~レ~~向~~レ~~不~~レ~~諧。 没~~レ~~齒為~~二~~閑~~一~~官~~一~~。 竟不得~~三~~一~~一~~日、

嘗~~レ~~嘗~~レ~~立~~三~~君~~一~~前~~一~~。

といへるあり。ここにその朝端の字面の存す

るを見るべし。余は神皇正統記の「朝端」が必ず、

白氏のこの語より出でたりといふにはあらざ

れども、かく、白氏文集の第三首はた又紙にてい

へば、第二張に存するこの文字は、当時としては、

正統記の著者に限らず、少しく文字に親む者の熟知せしものならむことは蓋し疑ふべからざ

るなり。

「朝端」の字面が、白氏文集によりて当時の人々

によりて熟知せられてありしならむこと上の

如くなるが、近世の字典には見ること稀なるこ

と上の如し。されど、全然この熟字を知らざる

(5)

にはあらず、駢《字》類字編と相並びて同じく康熙帝

の勅撰になり、駢類字類編よりも汎く世に行は

れたる佩文韻府には「朝端」について次の二例を

あげたり。

宋書王弘伝 臣弘承人乏、位副朝端。

安陸昭王碑文 允副朝端、兼掌屯衛。

この安陸昭王碑文は文選卷五十九に載する沈

約の作にして、この文にいへる事實は蕭子顯(即

ち(齊故安陸昭王にしてこの碑文に記されたる

人)が明帝の初に「為右僕射加領衛尉」をいへるな

り。又この「朝端」の字面は文選になほ見ゆ。王

儉の作なる褚淵碑文に

暨遂冲旨、改授朝端。

とありて、その注に曰はく「翰曰、冲、深、旨、意也。言、

受尚書令、暨遂天子深意。旋改授司徒、以為朝臣

之首也。端、首也」とあり。これによれば「朝端」

は朝臣の首席にして司徒の任につきたるをさ

すこと明かなり。なほ又任彦昇が作なる齊、竟

陸陵文宣王行状の中に

敷奏朝端、百揆惟穆。

(6)

とあり。これは蕭子良の行状を記せる文なる

が、ここに「朝端」とあるは子良が同じく司徒の官

に任ぜられてありしをさせるなり。而して、

の端操の「朝端」の語を更に溯りてたづぬれば、文

選の任彦昇の文の注に曰はく、

晋中興書謝石上疏曰、尸素朝端、忽焉五載。

とあり。この晋中興書は今佚したればたゞ

これによりて判ずるより外なきものなるが、こ

こにこの書を引けるを見れば、「朝端」の語の出典

は唐の代に既にこれより古きものを知らざり

しもの如し。然らば、これ蓋し、六朝頃に生じ

たる成語たりしならむ。

以上の例以て見れば、「朝端」のいふ語の意、頗

る明かなり。まことにこの頃の司徒は実に中

央政府の首班たりしものなれば朝端といふに

適したりしものなり。而して、かの蕭子顯につ

きて「副朝端」といへるは如何なる意なるかとい

ふに、既にいへる如く子顯は「右僕射」たりしなる

が、当時僕射は尚書の書にして、司徒を輔くるも

のなれば、朝端に副たりといふべきものなるこ

(7)

と明か本^にて宋史にこれを載するによりて、その頃までも用ゐしこと知られたり。

ここに「朝端」の「端」字を按ずるに、この字には種々の意あることいふをまたざるが、かく官途の上^にに端字を用ゐることは六朝頃より唐宋にかけて流行せしものの如し。唐書百官志に冊は侍御史を「副端」といひ、「台端」といふといへり。こ

れらの端字の義はかの文選の注によれば「朝臣之首」の義たるが如くなれど、恐らくは、それよりもなほ深き意あるにあらざるか。支那^ノ南北朝

の頃には宰相を称して端揆といひしことは南史^の沈約^等に見えたるが、

(8)

もなほ深き意あるにあらざるか。《支那》南北朝の頃には宰相を称して端揆といひしことは南史

(8) 欄外

府端、州端、節端、憲端、表異録

【参考文献】

山田孝雄『国語の中に於ける漢語の研究』、宝文館、一九四〇年

藤本灯、田中草大、北崎勇帆「山田孝雄の未刊稿『日本文体の変遷』

―附『院政鎌倉時代文法史』『院政鎌倉期の語法』、『日本語の研究』

第十二巻四号、二〇一六

https://doi.org/10.20666/nihongonokenkyu.124_182

藤本灯、田中草大、北崎勇帆『山田孝雄著『日本文体の変遷』本文と

解説』、勉誠出版、二〇一七

【謝辞】

本稿の執筆にあたり、資料の翻字、画像の掲載のご許可を賜りました富山市立図書館の皆様、対応くださいました水島様に御礼を申し上げます。

(二〇二二年十月一日受理)

(くぼ まさこ) 京都府立大学大学院博士前期課程)